

東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱い

平成23年3月14日
総務省自治行政局

1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用

【課題】住民の安否状況の確認等ができない

【対応】・災害時における都道府県内の住民の安否状況の確認

- ・災害救助法に基づく救助等都道府県内の被災者に対し緊急に行うべき事務

→ を都道府県条例に定めることにより、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用

2 住民が転出証明書を提出できない場合の転入の取扱い

【課題】被災市区町村が転出証明書を発行できない

【対応】・転入地に転出証明書を提出することなく、転入する住民から、氏名、住所、転入した年月日、出

生の年月日、戸籍の表示等を転入地区町村に届け出させることにより、転入届を受理

- ・事務処理に関して、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用



上記1、2の取扱いについて、各都道府県総務担当部長あてに自治行政局住民制度課長名の通知を平成23年3月13日付けで発出済

総行住第 35 号
平成 23 年 3 月 13 日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）

平成 23 年 3 月 11 日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震(以下「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等」という。)の被災により,災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた地域(以下「被災地域」という。)においては,住民基本台帳が消失するなどにより,市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合も想定されるところです。

また,当該地域の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって,転出証明書を提出できない場合も想定されます。

このような場合には,下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

なお,本通知は,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等の被災地域において,住民基本台帳が消失するなどにより,市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合には,都道府県知事が,当該地域の住民の安否状況の確認や災害救助法に基づく救助など当該地域の被災者に対して緊急に行うべき事務を実施する必要性が生じるものと考えられる。

このような場合には,住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づく条例においてこれらの事務を定めることにより,同事務において住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。

2 被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民に係る転入届の取扱いについて

- (1) 法第 22 条第 1 項及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 22 条の規定に基づき、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理すること。
- (2) (1) の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第 4-2-(2)-エ-(ア)により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸籍の記載事項について照会する等の方法により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。
- (3) (1) 及び(2) の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る住民票コードの確認、前住所地の確認等を行うに当たっては、法第 30 条の 7 第 4 項第 3 号、同条第 6 項第 3 号、第 30 条の 10 第 1 項第 4 号及び同項第 6 号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。
- (4) (2) について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。
- ① 被災地域の住民であった者から、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、(3) のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。
- ② なお、①の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。
- (5) (1) により転入届を受理した場合において、法第 9 条第 1 項に基づく転出地市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、当該市区町村長において当該通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。

(総務省担当者)

総務省自治行政局住民制度課

平野, 丸茂

TEL: 03-5253-5111 (内) 23067

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 13 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用に関する条例について

平成 23 年 3 月 11 日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震の被災により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域については、「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成 23 年 3 月 13 日付け総行住第 35 号）において、都道府県内の市区町村の住民の安否状況の確認等に当たり、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づく条例にこれらの事務を規定することにより、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用されたい旨を通知したところです。

この条例で定める事務につきまして、規定例を下記のとおりお示いたしますので、事務処理に当たっての参考として御活用いただきますようお願いいたします。

記

都道府県内の市区町村の住民の安否状況の確認等に当たり、法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づく条例で定める事務の規定例は、以下のとおりとする。

なお、法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づく条例を定めていない都道府県におかれては、別紙の他県における条例の例を参考とされたい。

条例の規定例

<××県条例>

（本人確認情報の利用に係る事務）

第〇条 法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表に掲げる事務とする。

別表（第○条関係）

△ 災害時における県民の安否状況の確認に関する事務

△ 平成 23 年 3 月 11 日（又は 12 日）に発生した大規模地震による被災地域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助その他の知事が当該地域の被災者に対して緊急に行うべき事務であって規則で定めるもの

（総務省担当者）

総務省自治行政局住民制度課

平野, 丸茂

TEL: 03-5253-5111 (内) 23067

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp
y.marumo@soumu.go.jp

(別紙)

<参考>

○岩手県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、法第30条の5第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用及び提供を行うに当たっては、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

第3条 法第30条の7第4項第2号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。

(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第4条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第5条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第6条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(利用及び提供の状況の公表)

第8条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(審議会)

第9条 法第30条の9第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第65条第1項の岩手県個人情報保護審議会とする。

(情報提供手数料の額)

第10条 法第30条の10第5項の情報提供手数料の額は、同条第1項の指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)が行う法第30条の7第3項の本人確認情報の提供(以下「本人確認情報の提供」という。)に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。

(費用負担)

第11条 法第30条の37第2項の書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第5条関係)

- (1) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条の登録、同法第13条第1項の届出、同法第16条の2の届出、同法第22条の届出又は同法第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)による県税の犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条第4項の提出に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 薬事法(昭和35年法律第145号)第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)第3条の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の交付又は同法第5条の訂正に関する事務であって規則で定めるもの
- (9) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)第3条の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (11) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)第3条第1項の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (12) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (13) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第2項の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (14) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222号)第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項第1号の資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の許可、同法第12条第3項の承認、同法第15条第4項の許可、同法第19条第1項の登録、同法第24条第1項の許可、同法第35条第3項の承認、同法第46条第1項の届出又は同法第61条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (16) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号ロ又はハの貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (17) 岩手県退隠料等条例(昭和23年岩手県条例第75号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (18) 岩手県立病院等利用料条例(昭和25年岩手県条例第55号)第1条の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- (19) 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)による県税の賦課又は徴収(当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- (20) 岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)第12条第1項の許可、同条例第13条第1項の納付又は同条例第14条第1項の納付に関する事務であって規則で定めるもの
- (21) 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)第5条第1項の売りさばき人の指定に関する事務であって規則で定めるもの
- (22) 心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年岩手県条例第35号)第17条第3項第2号及び第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (23) 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号)第17条の登録又は同条例第21条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (24) 青少年のための環境浄化に関する条例(昭和54年岩手県条例第35号)第12条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (25) 浄化槽法施行条例(昭和60年岩手県条例第30号)第2条の登録又は同条例第6条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (26) 県営住宅等条例(平成9年岩手県条例第47号)第16条第1項(同条例第25条第2項、第27条第3項及び第46条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(同条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の徴収、同条例第17条第2項の選

付、同条例第 27 条第 2 項の徴収、同条例第 32 条第 3 項の金銭の徴収又は同条例第 46 条第 1 項の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

(27) 岩手県産業廃棄物税条例（平成 14 年岩手県条例第 72 号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの

(28) 地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定に関する事務であつて規則で定めるもの

(29) 高齢者向けの住宅の改修等に係る相談員の登録に関する事務であつて規則で定めるもの

(30) 公有財産の売払いに関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 3（第 6 条関係） （略）